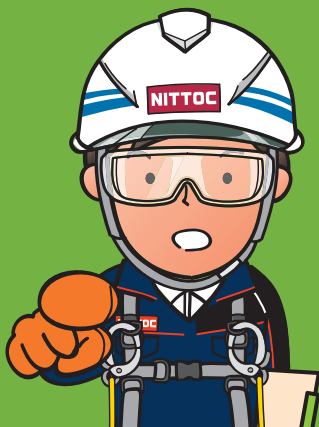


職長の職務



日特建設株式会社
日特建設 日進会

職長の皆様へ

- ・ 働く仲間を傷つけない
- ・ 治らない怪我はさせない

この2つを念頭に行動してください

職長氏名

業 者 名

日特建設(株)

支店

作業所

日特建設株式会社の安全基本方針

安全衛生管理活動基本計画

安全 + 第一

全社統一
スローガン

働く人の安全と健康を守る
職場を確立する

基本方針

人命尊重を基本理念とし、
設備と教育の充実を図り安全を確保する

目 標

死亡・重大災害ゼロ
法面・高所からの墜落・転落災害ゼロ

重点災害
防止項目

●クレーン災害 ●墜落・転落災害
●挟まれ・巻き込まれ災害

安全指導の基本方針

(1) 『計画及び設備』

安全優先の計画を作成し、
設備を整え安心して働ける
職場とする

▶ 安全第一に考えよう！



(2) 『教 育』

事例から想定される災害の
見識を身に付け、予防措置
を講じる

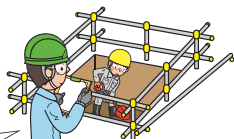
▶ 類似工事の災害は
どんな事例？



(3) 『点検と是正』

戦略シートによる自主点検
と週間工程を起点としたパ
トロールの実施

▶ すぐに手スリを直そう！
▶ 今後の作業で想定される
リスクはないか？



安全基本ルール

ルールを厳守し災害を防ごう！！

1. 玉掛け作業時には、
吊り荷の下に入らない、人払い厳守。
2. 玉掛け作業等、共同作業では、
安全を確かめ、互いの合図を確認する。
3. 高所作業においては、
墜落制止用器具を使用する、
使用させる。
4. 計画的に作業を進めるため、
事前に作業計画・作業手順書を揃え、
全員参加の周知会を実施する。
5. 上下作業は絶対にさせない。
6. 重機作業半径内への立入り禁止。
7. 決められた保護具・安全装置は、
正しく確実に使用する。

現場代理人心得

当社は、創業以来「土木技術者と地質技術者が一体となって土木基礎工事を専門且つ総合的に実施できる技術力を保有する」ことにより、社会から「存立意義」を確立している。事業特性として、地下を「掘る」、材料を「送る」を根幹技術として、国内外の事業所に少人数の技術者が現場代理人として出向き、それぞれのプロジェクトに適合した「建設サービス」を顧客に提供している。

現場代理人は、会社を代表して契約内容を履行する契約代理人であり、同時に主任技術者や安全衛生責任者としての責任も併せ持っている。

現場代理人心得

1. 「働く仲間を傷つけない。治らない怪我はさせない」の覚悟を持ち、不安全行動と不安全な設備を無くす不断の努力を怠らない。
1. 失敗事例は、いつでも自分の身に起きうる事と考え、当事者意識を持ちその対策を自らの現場に置き換えて実行する。
1. 経験を問わず判らないことがあれば自ら学んだり、他者に教えるを乞う。積極的に行動する。受け身では何も身につかない。
1. 事前検討の重要性をよく理解する。予め最悪シナリオを想定して予防措置を講じる。検討会での取り決め事項は、現場の進捗に応じて社内連絡や報告により関係者間で情報共有する。
1. 設計図書、計画書、作業手順書と現場に相違がある場合は、独断では判断せずに必ず発注者、注文者他、社内外の関係者と変更協議を行う。その協議事項は記録に残す。問題が解決できない間は、現場を止める勇気を持つ。
1. 工事記録は、契約履行内容を証明する重要書類である。地下を主に対象とし、不可視部分の多い当社事業の特性を鑑み、その目的を達するように徹底する。
1. 自分が何のために仕事をしているのかをよく考える。仕事の目的や本質を理解すれば自ずと行動が決まる。

職長・安全衛生責任者の実施事項

(安衛法第60条) (安衛則第40条) 等

作業前に作業手順書を確認し
作業員に周知させる



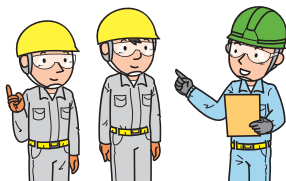
作業方法の改善
(無理な姿勢で作業をさせない)



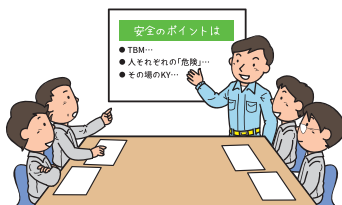
はあく
作業員の健康状態等の把握



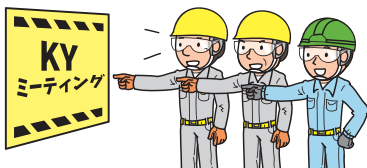
作業員の資格・年齢等を考慮した
作業員の適正配置



新規入場時教育の実施



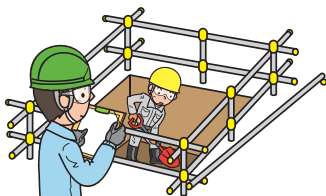
朝礼・KYミーティングに全員参加させ
決めた事は守らせる



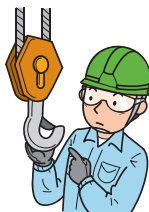
作業員の**不安全行動**(危険な行為)
に対する指導



日常的な安全衛生点検
危険な所は**その場で改善**



作業前に機械・足場・親綱等を
点検する



実施事項

人の動きや作業の流れにあった機械・設備の配置



整理整頓、作業終了時の安全確認



災害事故発生時の迅速な報告



異常時における適切なフォロー



作業員の安全意識の高揚



安全基本行動の完全実施の指導



職長・安全衛生責任者の職務

(安衛法第16条) (安衛則第19条) 等



統括安全衛生責任者

- ・連絡
- ・作業計画等の調整

(一次)



- ・連絡
- ・作業計画等の調整

皆さんは
この立場です



(現場では
社長の代理)



職長・安全衛生責任者

社 長

(二次)

- ・作業間の連絡調整

- ・連絡事項の伝達・管理
- ・混在作業による危険の有無を確認

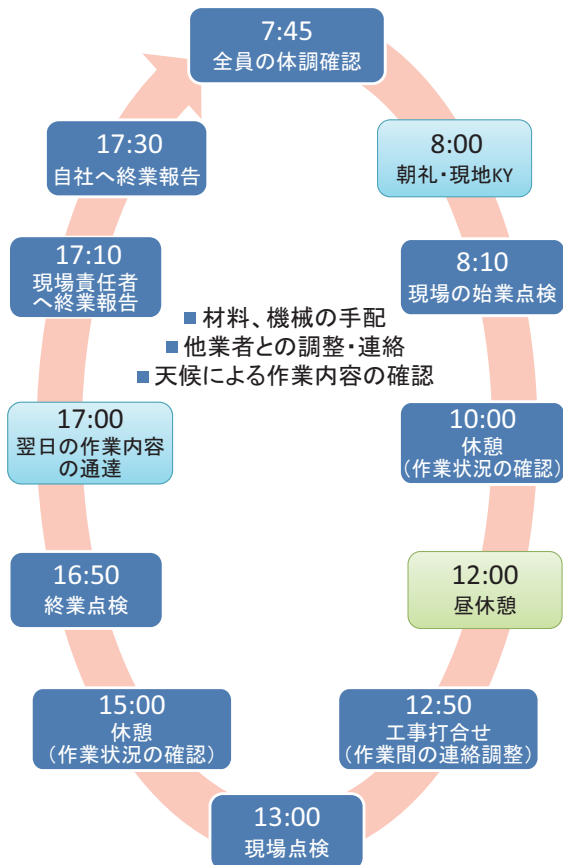


職長・安全衛生責任者
(三次)



作 業 員

職長の1日 施工サイクル



注意・指導はその時、その場所で !!

日特建設の安全に関するルール

		対象項目	実施内容
一般事項	1	作業所環境の改善 業務の効率化 安全掲示物の掲示	原則2週間以上稼働する作業所は日特建設専用事務所設置（100%）。休憩所とは別設置。
	2	新規入場者教育 現場ルール、日特ルールの教育 所属会社の確認	新規入場者教育時、法面作業や高所作業での親綱や安全帯の使用について誓約書に作業員本人が署名（下請け工事においても、元請け様式の帳票だけでなく、当社の帳票にも記載させる。送り出し・新規入場者教育実施報告）。 CCUSまたは健康保険証にて所属会社を証明。
	3	高所作業に従事する高齢者（65才以上）の対応 適材適所の配置	安全衛生委員が健康診断書（定期：1年に1回）をもとに支店、営業所あるいは現場事務所で面談し、その良否を判断する。
	4	化学物質に該当する材料の取扱い ・「安全データシート」の入手と確認 ・リスクアセスメント実施 ・化学物質管理者の選任 ・保護具管理者の選任 作業に応じた適正な保護具の使用	各工種に使用する主材料、急結剤、混和材、添加剤等において『安全データシート』を入手し、危険性の認識、保護具及び緊急措置、取扱注意事項等の教育及び保護具の完備着用の周知徹底を講じる。 （リスクアセスメント結果の関係者への周知）一定の有害性のある化学物質（2024年4月：896物質）について 1. 事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられました。 2. 譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務付けられました。

日特建設の安全に関するルール

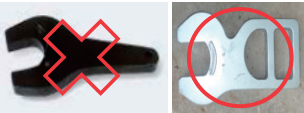
		対象項目	実施内容																				
一般事項	5	保護メガネの着用について 目を守る！ 裸眼での作業禁止 セメントミルク等の飛散により目に入る災害の多くは保護具は着用しているが、使用していない。	・ゴーグル形保護メガネ着用が必要な作業 ①プラントミキシング作業（薬液注入・有機溶剤等） ※セメント練混作業は除く（暑気作業を配慮） ②急結剤・急硬剤を使用する作業 ③圧力閉そく除去作業 ④施工検討会で必要とした作業・それ以外の作業 ①着用するメガネの種類は問わない。視力矯正メガネ、シールド付保護面等、眼球に直接飛来物が防げるもの。 ②裸眼での作業は行わない。 ・実施事項 ①日々保護具の手入れを行い日常使用出来る状態とすること ②朝礼時に保護具の相互チェックを行い不具合がある場合は交換させること。 ③1日の施工サイクルで保護具の手入れが行えず、不足する場合は作業箇所に予備の保護具を常備すること。																				
	6	耐切創手袋の使用徹底について カッターでの切断作業（注入ホース、親綱、セメント袋開封等）の災害防止 ハンドリングマシンによる研磨作業、切断作業でも災害発生	鎌やカッター等の刃物を使う作業や、解体や片付等でガラスや鋭利な鉄くず等を取り扱う作業においては、耐切創機能を有する手袋を着用する。 手を守ろうBOXの常備。 ※切創手袋はレベルC以上を使用 <table><tr><td>耐切創レベル</td><td>レベル A</td><td>レベル B</td><td>レベル C</td><td>レベル D</td><td>レベル E</td><td>レベル F</td></tr><tr><td>切創力 (N)</td><td>2 ≦</td><td>5 ≦</td><td>10 ≦</td><td>15 ≦</td><td>22 ≦</td><td>30 ≦</td></tr><tr><td>耐切創性</td><td>弱い</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>強い</td></tr></table>	耐切創レベル	レベル A	レベル B	レベル C	レベル D	レベル E	レベル F	切創力 (N)	2 ≦	5 ≦	10 ≦	15 ≦	22 ≦	30 ≦	耐切創性	弱い				
耐切創レベル	レベル A	レベル B	レベル C	レベル D	レベル E	レベル F																	
切創力 (N)	2 ≦	5 ≦	10 ≦	15 ≦	22 ≦	30 ≦																	
耐切創性	弱い					強い																	

日特建設の安全に関するルール

		対象項目	実施内容
一般 事 項	7	ハンドリングマシン 研磨作業、切断作業時、工具の跳ね、キックバックによる災害防止 	①持込み機械に受理書シールを貼付。作業手順書作成。(電動丸ノコ、電動ドリルは注意) ②ベビーサンダーは、保護カバー及びサイドハンドル付きを使用する。 ③ハンドリングマシン移動時は元電源を遮断する。
	8	手すり高さ (社内基準 H=1m) の統一 単管パイプで設置する手すり高さは従来とおり1.0mとする。	当社の現場で設置する手すりの高さは、工種に関わらず原則1.0m以上とするが、既製品の部材を利用して手摺りを設ける場合は、手摺り高さ0.9mとする(仮設工業会認定部材0.9m主流のため)。
	9	工事車両の 歯止め設置 について 車両逸走防止  	4 t以上の工事車両を対象とし、現場入場前に歯止めルールを伝え、守らせる。 - 対象車両は4 t以上の工事車両とする(当社手配及び協力業者が持ち込む車両)。 - 現場入場前に歯止めルールを伝え、守らせる。 (歯止めルール) - 原則、運転手が歯止めの設置及び取外しを行う。 - 車両サイズに対して適切な歯止めを設置する。 - 歯止めは、原則運転席側の前輪に設置する。 - 歯止めの取外し忘れ防止として、ロープで運転席ドア又はドアミラーに固定する。 ※当日入場するスポット車両等については、歯止めルール等を説明できる資料を作成し、指示徹底すること。

	対象項目	実施内容
一般事項	10 無足場工法等の作業	①削孔機のチェーンとギアが駆動する箇所に接触防止カバーが取付けてある機械を使用する事。 ②稼働現場に適合した移動手順が記入された作業手順書を作成し、周知会を実施する事。 ③削孔機を移動させる際は移動用鉄棒に挟まれ防止治具の使用、および、引き綱を設置し移動用鉄棒を直接握らない。 ④機械、工具の始業前点検の実施
	挟まれ巻き込まれ災害の防止	
	・チェーン部巻き込まれカバー設置	
	下部ギア部	上部ギア部
		フィードモーター部
	・削孔機移動時	
	引き綱を設置し移動用鉄棒を直接握らない	
	移動用持ち手の改良及び挟まれ防止治具	

日特建設の安全に関するルール

		対象項目	実施内容
ボーリング作業関連	11	インナーロッド レンチの使用 レンチによる 挟まれ災害の 防止	ロータリーパーカッションドリルでの インナーロッド脱着時、取っ手付 きロッドレンチを使用する。 
	12	ボーリング マシン作業 挟まれ、巻き 込まれ災害の 防止	①オペレータと手元者の合図確認の 徹底を図ること。 注）ロッドの脱着作業時は、手元 者の指示によりオペレータが機械を 操作させること。また、確認の合図 方法は、笛、無線マイク等で確実に 実施させること。 ②オペレータと手元者の協同作業手 順を再度見直し、周知徹底を図ること。 ③ボーリングマシン（スピンドル） の回転部防護カバーの設置状況を点 検すること。 ④ウォータースイベルの整備とウォー タースイベル用ホースの固定を確認す ること。 ⑤適切な工具・治具の使用

スイベルホースの固定



スピンドル
カバーの設置

両手を上げて 合図確認!

脱着時 **合図確認!**
 ①オペレータ 両手を上げて
 ②手元者 両手を上げて
 ③オペレータ 両手を上げて
 ④手元者 両手を上げて

脱着時 **合図確認!**
 ①オペレータ 両手を上げて
 ②手元者 両手を上げて
 ③オペレータ 両手を上げて
 ④手元者 両手を上げて

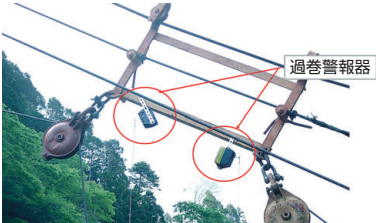
脱着時 **合図確認!**
 ①オペレータ 両手を上げて
 ②手元者 両手を上げて
 ③オペレータ 両手を上げて
 ④手元者 両手を上げて

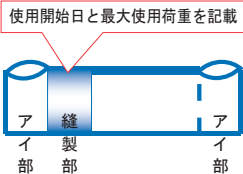
日特建設日進会

日特建設の安全に関するルール

		対象項目	実施内容
ボーリング作業関連	13	大口径ボーリングマシンのチャックピースの交換 専門業者へ依頼	ロッドケーシングの口径φ140mm以上、皿バネ機構のボーリングマシンの交換作業は専門整備士に依頼する。現場作業員に取扱いはさせない。また、現場で使用する機種の取扱い説明書を常備する。 
	14	クレーン作業計画 必ず作成・周知無い場合作業中止	必ずクレーン作業計画を作成し全員に周知し、作業場所へ掲示して、厳守すること。 (社内基準 定格荷重×80%)
	15	ユニック車のブーム・アウトリガー 架空線の切断、道路標識等の破損等の防止	①未格納警報装置を装着したユニック車を使用する。 ②資機材等のスポット搬入業者のユニック車に装着されていない場合は、日特社員が作業終了まで立ち会い監視する。 ③協力業者が装着していない場合は、装着してあるユニック車をリースする。
クレーン作業計画	16	クレーン仕様バックホウの使用制限 バックホウ転倒事故の防止	クレーン作業計画書の作成と周知会の徹底。特に定格荷重表による作業半径の再確認。 ①クレーン仕様バックホウ（2.9 t 吊り）の吊り作業は2.0 t を超えるものは作業禁止。（2.9 t ×社内基準70%=2.0 t）

日特建設の安全に関するルール

		対象項目	実施内容
クレーン作業計画	17	ケーブルクレーン作業における実施事項 ケーブルクレーン特別安全指定工事報告書の作成	①指定退避場所の明示 ②横行ラインをマーキング ③介錯ロープの取付け ④吊り荷警報器の取付け ⑤過巻警報機の設置 ⇒過巻警報装置は当社が設置したケーブルクレーンのみ対象とし、メーカーと設置可否について打合せを行い設置が出来ない場合は、往来どおり巻き上げワイヤーロープに目印を設ける事で過巻防止対策とする。 ・ケーブルクレーン特安工事指定工事は、元請によるケーブルクレーン操作を行う場合は対象外とする。
			②  横行ラインマーキング ③  介錯ロープ使用方法 地切よし！ 玉掛よし！ ⑤  過巻警報器

		対象項目	実施内容
クレーン作業計画	18	繊維スリングの使用 繊維スリングの切断防止	①JIS規格外品の使用禁止。 ②繊維スリングのタグ部に使用開始日と最大使用荷重が分かるよう記入する。 ③外観に損傷及び異常がなくても常時屋外で使用する場合は、使用後3年で廃棄とする。 ④使用する繊維スリングの取扱説明書を作業所に常備し、最大使用荷重の確認、損耗による廃棄基準を基に日常点検を実施する。
		①JIS規格外品の使用禁止 	②繊維スリングのタグ部に使用開始日と最大使用荷重がわかるように記入する  ・ベルトスリング【JIS-B-8818:2015】  ・ラウンドスリング【JIS-B-8811:2015】 

日特建設の安全に関するルール

		対象項目	実施内容
クレーン作業計画	19	鉄板吊り金具	敷き鉄板指定吊り金具は以下3種類に指定する。 ・鉄板専用金具使用に当たっては、メーカーを問わない。 ・長シャックル（安全係数 5） 16mm 安全荷重 2.0 t 18mm 安全荷重 2.5 t
		適正な吊り具の使用	
		スーパーフットロック	長シャックル
		スーパーロックフック	
法面・吹付関連	20	法面工事	法面安全基準の冊子に準ずる。（P52～P57参照）
		法面からの墜落災害防止	
		ベルトコンベヤーの巻き込まれ対策	緊急停止装置または巻き込まれ防止装置が装備されたもの。
		清掃中の巻き込まれ災害の防止	

■使用例

●セッティング



●吊上



●抜去



	対象項目	実施内容
法面・吹付関連	吹付機及び吹付ホースの緊結他 清掃中の巻き込まれ災害の防止	①吹付機巻き込まれ防止網の設置 ・ 社有機・協力業者吹付機点検口には巻き込まれ防止網を設置。
	吹付ホースの抜け防止 ②吹付機の高圧ホース使用 ・ コンプレッサーから吹付機へは、高圧エアホースを使用し、両端のジョイント部はカシメ加工したものを使用する ③吹付ホースのカップリングビス ・ ホースカップリングのビス本数を4本カップリング（現在、使用中）から6本以上あるカップリングに変更。 4穴仕様 8穴仕様 ※4本使用のカップリングビスを2本追加する事ではありません ④吹付ホースの緊結バンドについて ・ 自社所有及び協力業者所有の吹付ホース全てに緊結バンドを装備。	次ページに続く

日特建設の安全に関するルール

		対象項目	実施内容																							
法面・吹付関連	22	吹付機及び吹付ホースの緊結他 吹付ホースの抜け防止	⑤吹付機へのホースの緊結 ・吹付機及びコンプレッサーとホースの緊結部については、抜け防止ワイヤーで緊結。    																							
	23	圧力作業閉そく時の対応 閉塞解除作業時の災害防止	①吹付けホースや注入ホースに材料が詰まり、詰まりを解消するための作業手順書の作成。 ②フェイスガード、吹付ホース固定プレート、斜面上固定クランプ、吹付ホース外れ止めバンド等の使用。    <table><tr><td>品名</td><td colspan="3">サポートクランプ直交</td></tr><tr><td>サイズ</td><td colspan="3">48.6φ×60.5φ</td></tr><tr><td>スベリ耐力</td><td>300kg</td><td>重量</td><td>0.77kg</td></tr></table>  φ60.5×φ48.6 <table><tr><td>品名</td><td colspan="3">サポートクランプ自在</td></tr><tr><td>サイズ</td><td colspan="3">48.6φ×60.5φ</td></tr><tr><td>スベリ耐力</td><td>350kg</td><td>重量</td><td>0.77kg</td></tr></table>  φ60.5×φ48.6	品名	サポートクランプ直交			サイズ	48.6φ×60.5φ			スベリ耐力	300kg	重量	0.77kg	品名	サポートクランプ自在			サイズ	48.6φ×60.5φ			スベリ耐力	350kg	重量
品名	サポートクランプ直交																									
サイズ	48.6φ×60.5φ																									
スベリ耐力	300kg	重量	0.77kg																							
品名	サポートクランプ自在																									
サイズ	48.6φ×60.5φ																									
スベリ耐力	350kg	重量	0.77kg																							

	対象項目	実施内容
プラント・設備関連	24 ミキサーの防護網・スイッチの設置について 攪拌中ミキサーをウェスで清掃中の巻き込まれ災害防止	誤って手が入らない、かつ、材料投入に支障とならない形状の防護網を設置する。 キャプタイヤを延長し、作業場所近傍にスイッチを設置、非常時に電源を切る事が出来るようにする。
	25 攪拌機械清掃時の安全対策について 攪拌中ミキサーをウェスで清掃中の巻き込まれ災害防止	①清掃する作業員は元電源を遮断もしくはインターロックの鍵を抜いて清掃作業をする。 ②攪拌機械の動力ケーブルに防水コネクターを設け、清掃時は防水コネクターを抜いて作業する。 ③発電機、分電盤に「清掃作業中、電源を入れるな」のステッカーを表示、かつ清掃箇所「清掃中」の表示板を設置。



日特建設の安全に関するルール

	対象項目	実施内容
プラント・設備関連	全自動ミキシングプラント 攪拌機巻き込まれ、昇降階段からの墜落転落防止	①全自動ミキシングプラント取扱い教育。 ②全自動ミキシングプラント設置後の機器点検 ③始業前点検時に安全装置、非常停止装置の作動確認 ④注意喚起統一ステッカー掲示 ⑤安全装置の設置
	26	・ 開口時、攪拌翼停止の安全装置 ・ 非常停止装置の設置 ・ 応急対策（各蓋をチェーン、南京錠で施錠。カギは職員が保管管理、必要時職員立会の上、電源オフ確認後解錠） 次ページに続く

		対象項目	実施内容
プラント・設備関連	26	⑥保安設備の設置 上槽ミキサー上蓋開口時の落下防止網設置 上槽ミキサー攪拌翼回転中はパトライト点灯	
		⑦昇降階段の設置	

※各支店独自のルール有り。

ヒューマンエラーとは？

人間の特性・本質から、常に意識していないと
やるべきこと・やってはいけないことが
決まっているにもかかわらず、
起きやすい人的ミス・エラー のこと

労働災害は、

やるべき行為をしなかった
やってはいけない行為をした

ヒューマンエラーは「不安全行動」
に起因することが多い

不安全状態と不安全行動（平成26年建設業）

不安全な状態（設備の不備） ＋ 不安全な行動 ↓ 92.0%		不安全な状態のみ 4.8 %
不安全な行動のみ 3.0 %		両方なし 0.2 %

出典：（一財）中小建設業特別教育協会 4-1 指導及び教育方法
平成26年（2014）建設業データ

ヒューマンエラーの12分類

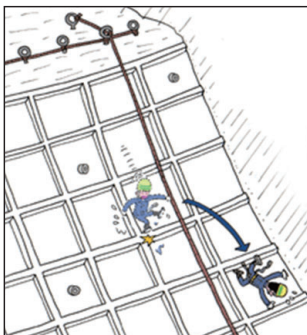
1 無知・未経験・不慣れ

- ▶ 作業の危険性？ ⇔ 無 知
- ▶ 初めての作業等 ⇔ 未経験
- ▶ 作業環境・作業内容の変化 ⇔ 不慣れ

2 危険軽視・慣れ

- ▶ 「**これぐらい**」と危険を軽視した行動
(リスクテキング)
 - ⇔ 比較的低い位置での安全帯の未使用や
ユニックのアウトリガーの未使用など
- ▶ 不安全行動
 - ・ **近道行動** ⇔ 法面上を安全帯なしで昇降

グリップを外し
ロープづたいに
降りようとして
転落



3 不注意

- ▶ 作業に集中できずに注意が散漫に成り易い
- ▶ 人間は1つのことに集中すると他のことに注意を払えない
 - ⇒ 他のことに不注意にならないと1つの事に集中できない

4 連絡不足

- ▶ 安全指示が正しく伝わらないことによるエラー
 - ⇒ コミュニケーションエラー
- ▶ 現場連絡網
 - 元請け所長 ⇒ 元請け職員
 - ⇒ 協力業者職長・作業員（1次⇒2次）
- ▶ 毎日の作業打合せ・朝礼・KYK・現場での直接指示
 - ・安全指示に費やす時間が無い
 - ・指示者が現場状況を把握していない
 - ・指示が曖昧・指示がマンネリ化
 - ・安全知識の不足・意識の低さ
 - ⇒ 正しい安全指示ができていない

5 集団欠陥

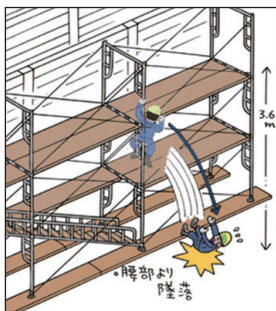
- ▶ 工期第一・安全第二の雰囲気
 - ・ 不安全行動の**横行**
 - ・ 不安全行動の**黙認**



6 近道・省略行動本能

- ▶ 面倒な手順を省略し、作業能率を上げ物事を進めようとする本能
- ▶ 不安全行動に繋がる

作業通路を
通らず墜落

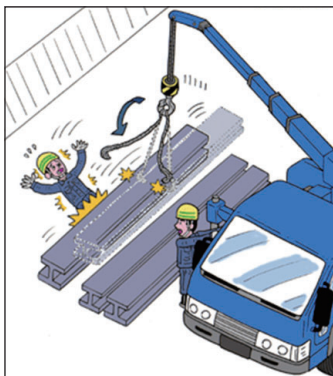


7 場面行動本能

- ▶ 瞬間的に注意が一点に集中すると
周りを見ずに行動してしまう本能

8 錯覚

- ▶ 五感による間違い
 - ・ 玉掛け合図の見間違い
 - ・ 作業指示の聞き間違い
- ▶ 五感から入る情報を脳で纏めるときの
間違い
 - ・ **ど忘れ、思い込み等**



玉掛け合図の見間違いで
吊り荷が移動し接触

9 パニック

- ▶ 非常に驚いたときや慌てたとき、脳は正常な動きをせずにミス・エラーを犯しやすくなる。

10 中高年の機能の低下

- ▶ 年齢による、足腰の衰え・視力やバランス感覚の低下によるミス・エラー

11 疲労等

- ▶ 人間は疲れると自らの意思に反して、ミス・エラーを犯し易くなる。
 - ・ 突貫工事のような切羽詰まった状況での長時間労働
 - ・ 夏の炎天下など、過酷な条件化での作業

12 単調作業による意識の低下

- ▶ 単調な反復作業を続けると意識が低下し、ミス・エラーを起こしやすくなる。

ヒューマンエラー対策

1 安全指示はあいまいにせず、はっきり行う。

- ① 指示した後、実際の作業を見て安全指示が理解できているか確かめる。
- ② 現地で現物を見て安全の指示をする。
- ③ 誰がなにをどうするか、明確に指示をする。

2 KY活動のポイント

- ① 全員に話をさせるよう心掛ける。
- ② 危険予知の内容がマンネリにならないようにする。
- ③ 災害防止対策は具体的に。

3 指差呼称と唱和

全員が、和になって唱和する。



リーダーに続き全員で



「玉掛けよいか？」

「玉掛けヨシ！！」

指差呼称により
対策の連呼

4 指 差 呼 称

- ① 声を出し
- ② 恥ずかしがらずに堂々と。



- ・ 確認すべきことを
しっかり見つめ
- ・ きっちり指さして
- ・ はっきりした声で

指差呼称の基本ステップ

1 対象物を見ながら
指を差して



具体的に自問する

2 確認する範囲を
目と指で追って



1～2 秒間の間をとって
本当に良いか考え
確認する

3 問題がなければ
前腕を上げる



問題があれば、
そこでストップ
(前腕を上げない)

4 前腕を振り下ろし
ながら「ヨシ！」
と声を出す



再び対象物に向かって

5

使い勝手の良い仮設計画

ヒューマンエラー対策を

施工技術面の課題

として捕らえる

近道・省略行動本能は
仮設計画に問題がある

**作業員の動線を考慮した
安全仮設計画が必要**

ヒューマンエラーの防止には

**使い勝手の良い仮設計画を
立てることが効果的**

「かもしれない」意識で



機械に「はさまれる」、
高いところから「落ちる」
かもしれない。

そのような危険が発生するかもしれない
ということを意識して作業をしよう。

人は **はさまれる** かもしれない

- ・ 巻き込まれる
- ・ 当たる
- ・ ころぶ
- ・ 落ちる
- ・ やけどする
- ・ 感電する
- ・ 腰を痛める
- ・ ガス中毒になる
- ・ 酸欠になる
- ・ 有害物にやられる 等

・ まだまだあるよ。
キーワードを考えてみよう！



「かもしれない」で危険回避！

作業をしよう！



「急に動く」、「落ちてくる」
かもしれない。

そのような危険が発生するかもしれない
ということを意識して作業をしよう。

モノは **動 く** かもしれない

- 
- ・ 回 る
 - ・ 飛 ぶ
 - ・ 落ちる
 - ・ 抜ける
 - ・ 燃える
 - ・ 倒れる
 - ・ くずれる
 - ・ 爆発する
 - ・ 漏れる 等

： まだまだあるよ。
キーワードを考えてみよう！



習慣付けてリスク回避！

熱中症対策

	チェック項目	確認内容	チェック
1	既往症の有無	高血圧、糖尿病、腎不全、心臓疾患等異常がないか	
2	作業前の体調チェック	睡眠不足、二日酔い等がないか	
3	暑さになれるまでは作業内容に注意	作業開始1～3日間で多く発症。梅雨明け、夏季休暇明けも要注意	
4	休憩所の設備	テント、椅子、扇風機、給水設備、クーラーボックス等が近くにあるか	
5	熱中症対策用品	すずしん帽、保冷材等は身につけているか	
6	機械操作位置の対策	機械操作で離れられない箇所にパラソル等の日よけ、扇風機、クーラーボックス等はあるか	
7	過酷作業の削減（ノズルマン等）	連続作業を避け、休憩を小まめに取るか、交代要員はいるか	
8	熱中症計（WBGT値）による警戒	温度と湿度によるWBGT値を確認し休憩時間、休憩間隔、作業中断等の対応をしているか	
9	声かけ運動	お互いに声かけを行っているか。「体調がわるい」と言える雰囲気づくりができているか	
10	熱中症を発症した時の対処	即時、現場責任者に報告し病院に搬送する体制、経路はわかっているか	

作業に必要な資格等

①危険有害業務に係る資格

業 務 内 容			資 格			規則条文
			免許	技能講習	特別講習	
クレーン等	クレーンの運転 (床上操作式)	つり上げ荷重5t以上	○			令20、ク則22
		つり上げ荷重5t未満			○	則36、ク則21
		つり上げ荷重5t以上		○		令20、ク則22
	移動式クレーンの運転	つり上げ荷重5t以上	○			令20、ク則21
		つり上げ荷重1t以上5t未満		○		令20、ク則68
		つり上げ荷重1t未満			○	則36、ク則67
	建設用リフトの運転				○	則36、ク則183
	デリックの運転	つり上げ荷重5t以上	○			令20、ク則108
		つり上げ荷重5t未満			○	則36、ク則107
	玉掛け	つり上げ荷重1t以上		○		令20、ク則221
		つり上げ荷重1t未満			○	則36、ク則222
ゴンドラ	ゴンドラの操作				○	則36、ゴ則12
巻上げ機	動力駆動の巻上げ機の運転				○	則36の11
グラインダー	研削といしの取替又は取替時の試運転				○	則36の1
溶 接	ガス溶接			○		令20、則41
	溶断アーク溶接	(作業主任者)		○		則16 特化則27の2 28の2
					○	則36の3
電 気	電気の取扱 (充電電路の点検、修理等)				○	則36の4
火 薬	発破の業務		○			令20、則41
粉 じ ん	常時特定粉じん作業に係る業務				○	則36、粉則22
車両系建設・車両系荷役運搬機械等	車両系建設機械の運転 (整地、運搬、積み込み及び掘削)	機体質量3t以上		○		令20、則41
		機体質量3t未満			○	則36の9
	車両系建設機械 (基礎工事用)	機体質量3t以上		○		令20、則41
		機体質量3t未満			○	則36の9
	車両系建設機械 (解体用機械の運転)	機体質量3t以上		○		令20、則41
		機体質量3t未満			○	則36の9
	基礎工事用機械の作業装置の操作				○	則36の9の3
	車両系建設機械(締固め用)の運転				○	則36の10
	コンクリートポンプ車の 作業装置の操作				○	則36の10の2
	ボーリングマシンの運転				○	則36の10の3
	高所作業車の運転	作業床の高さ10m以上		○		令20、則41
		作業床の高さ2m以上10m未満			○	則36の10の5
	不整地運搬車の運転	最大積載量1t以上		○		令20、則41
		最大積載量1t未満			○	則36の5の3
	フォークリフトの運転	最大積載量1t以上		○		令20、則41
		最大積載量1t未満			○	則36の5の2
	ショベルローダー フォークローダーの運転	最大荷重1t以上		○		令20
		最大荷重1t未満			○	則36の5の2
	軌条動力車の運転				○	則36の13

作業に必要な資格等

業 務 内 容			資 格			規則条文
			免許	技能講習	特別講習	
高気圧作業	空気圧縮機の運転				○	則36の20の2、高則11
	高圧作業室への送気の調節等				○	則36の21、高則11
	気間室への送排気の調節等				○	則36の22、高則11
	潜水作業者への送気の調節等				○	則36の23、高則11
	再圧室の操作				○	則36の24、高則11
	高圧室内の作業				○	則36の24の2、高則11
	潜水土		○			令20、高則12
すい道	すい道掘削等の作業	(作業主任者)		○		則383の2
	すい道等の覆工の作業	(作業主任者)		○		則383の3
	すい道などの掘削、覆工等の作業				○	則36の30
足 場	足場の組立、解体の作業	(作業主任) 吊足場、張出し、高さ5m以上		○		則565
		足場の組立・解体・又はそれに付随する作業（地上などの堅固な床上からの補助作業を除く）に就く労働者			○	則36の39
型枠支保	型枠支保工の組立解体	(作業主任者)		○		則246
	土止め支保、切張組立解体	(作業主任者)		○		則374
地山掘削	掘削高さ2m以上地山掘削	(作業主任者)		○		則359
コンクリートの破 碎	5m以上のコンクリート工作物の解体	(作業主任者)		○		則565
	コンクリート破砕器の作業	(作業主任者)		○		則321の3
橋梁仮設	鋼製橋梁物5m以上の組立解体	(作業主任者)		○		則517の8
	コンクリート製橋梁物5m以上の組立解体	(作業主任者)		○		則517の22
有機溶剤取 扱 い	屋内で有機溶剤を取り扱う	(作業主任者)		○		有機則19
	特定化学物質取扱い	(作業主任者)		○		特化則27
	石綿等取り扱い作業	(作業主任者)		○		石綿則19
(作業者)				○	則36の37、石綿則27	
酸欠危険作 業	酸素欠乏症の発生	(第1種 作業主任者)		○		酸欠則11
	酸素欠乏症と硫化水素中毒	(第2種 作業主任者)		○		酸欠則11
	酸素欠乏症と硫化水素中毒	(作業者)			○	則36の26、酸欠則12
伐木等作業	チェーンソーによる立木の伐採	(作業者)			○	則36の8の2
ロープ高所	ロープで昇降する高所作業	(作業者)			○	則36の40
高さ2m以上で作業床を設けることが困難な作業	フルハーネスを使用する作業	(作業者)			○	則36の41
はい付け、はいくすし	荷の高さが2メートル以上の荷の横上げ、横卸し(はい作業)	(作業主任者)		○		則428
防 火	危険物を指定数量以上貯蔵・取扱 ガソリン：100リットル 軽油：500リットル 重油：2,000リットル	危険物取扱責任者	○			消防法9-3

作業指揮者が必要な資格等

①作業指揮者が必要な作業

作 業 内 容		事業者による 指名・選任等	規則条文
足 場	建築物、橋梁、足場等の組立、解体、変更の作業 (墜落により危険)	○	則529
明 り 掘削作業	明り掘削作業でのガス導管の防護作業	○	則362の3
防火管理	危険物を製造し取り扱う作業	○	則257
ク レ ー ン 等 の 設 置 等	クレーン組立又は解体作業	○	ク則33
	移動式クレーンのジブの組立・解体	○	ク則75の2
	デリックの組立又は解体作業	○	ク則118
	エレベーターの昇降路塔又はガイドレール 支持塔の組立又は解体作業	○	ク則153
	建設用リフトの組立又は解体作業	○	ク則191
高 所 作 業 車	高所作業車を用いる作業	○	則194の10
	高所作業車の修理又は作業床の取り外し作業	○	則194の18
車 両 系 建設機械	修理又はアタッチメントの装着及び取り外 し作業	○	則165
	コンクリートポンプ車の輸送管等の組立、 解体作業	○	則171の3
車 両 系 荷役運搬 機 械	車両系荷役運搬機械等を用いる作業、修理、 アタッチメントの装着等の作業 (一人でやる簡易な作業は除く)	○	則151の4 則151の15
	一つの荷が100kg以上のものを不整地運搬 車、構内運搬車、貨物自動車へ積卸す作業	○	則151の48 則151の62 則151の70

作 業 内 容		事業者による 指名・選任等	規則条文
その他の 機 械	くい打機、くい抜機、ボーリングマシンの 組立等の作業	○	則190
ロ ー プ 高所作業	高さ2m以上で作業床の設置が困難な所で、 ブランコ等の昇降器具身体を保持しつつ行 う作業	○	則539の6
す い 道 工 事	すい道内で行う可燃性ガス及び酸素を用い る金属の溶接、溶断又は加熱の作業	○	則389の3 則257
火 薬 取 扱 い	導火線、電気発破の作業指揮者	○	則319 則320

安全衛生の数値

墜落災害防止関係（安衛則 518-521、563）

高さ 2m 以上の作業場所は墜落危険場所として足場を設ける等、墜落防止についての規制が多い。

作業床の基準 足場における作業床を含む	幅は 40cm 以上 手すりの高さ 85cm 以上（日特 1.0m 以上） （仮設工業会認定部材の 0.9m 手すりを使用する場合は 0.9m でも可とする） 足場板のすき間は 3cm 以下（除く吊り足場） 床材と建地との隙間は、12cm 未満とすること 足場板は 2 以上の支持物に緊結する ●労働者が足場板を占有しひん繁に移動させる場合 足場板は幅 20cm 以上、厚さ 3.5cm 以上、長さ 3.6m 以上（合板の場合は重量 15kg 以上） 足場板は 3 以上の支持物に掛け渡す 足場板の支点からの突出部は 10cm 以上とし、足場板の長さの 18 分の 1 以下 足場板は支点の上で 20cm 以上重ねる
開口部等	作業床の端、開口部では囲い、覆い手すりを設ける。
防網の設置、要求性能墜落 制止用器具等の使用	作業床を設けることが作業の性質上困難なとき、または開口部等で覆い手すり等の設置が著しく困難なとき、または作業の必要上臨時に覆い、手すり等を取外すときは防網を張り、親網を取付け要求性能墜落制止用器具等を使用させる等の措置を講じること *防網は手すり、中さん幅木等に直接、代わるものではありません。

作業指揮者（安衛則 151 の 4、151 の 70）

不整地運搬車、貨物自動車、構内建搬車の荷の積み降ろしで、一つの荷が 100kg 以上

法令等の略称

- ・ 施行令 労働安全衛生法施行令（令〇〇）
- ・ 安衛法 労働安全衛生法（法〇〇）
- ・ 安衛則 労働安全衛生規則（則〇〇）
- ・ ク 則 クレーン等安全規則（ク則〇〇）
- ・ 酸欠則 酸素欠乏症等防止規則（酸欠則〇〇）
- ・ 有機則 有機溶剤中毒予防規則（有機則〇〇）
- ・ 高気則 高気圧作業安全衛生規則（高気則〇〇）
- ・ 基 発 労働基準局長名で発する通達

（ ）内は規則条文略

昇降設備・梯子・脚立関係（安衛則 526-528）

昇降設備	高さ又は深さ 1.5m を越える箇所
移動梯子	幅 30cm 以上 すべり止め装置の取り付けその他転位防止措置を講じる 上端は床から 60cm 以上突き出す
脚立	脚と水平面の角度は 75 度以下

通路（安衛則542の3-543、552）

屋内に設ける通路	通路面から高さ 1.8m 以内に障害物を置かないこと（屋内） 機械間、機械と他の設備との間に設ける通路については 幅 80cm 以上	
仮設通路の勾配 手すり等	30 度以下。15 度を越えるものは、踏み機等の滑り止めを設ける 高さ 85cm（日特は 1.0m）以上の手すりを設ける （仮設工業会認定部材の 0.9m 手すりを使用する場合は 0.9m でも可とする） 高さ 35cm 以上 50cm 以下に中柵を設ける	
踊り場	たて抗内の架設通路 登りさん橋	15m 以上のものは 10m 以内毎 高さ 8m 以上は 7m 以内毎

足場関係（安衛則 564、567、568、570、571、574、655）

足場の組み立て等		足場材の緊結、取外し、受渡し等は幅 40cm 以上の足場板を設け、安全帯を使用させる	
壁つなぎの間隔		垂直方向	水平方向
単管足場 枠組み足場		5m以下 9m以下	5.5m以下 8m以下
単 管 足 場	建地間隔	桁行方向を 1.85m以下 梁間方向は 1.5m以下	
	地上第 1 の布	2m以下	
	建地の 2 本組	建地の最高部から測って 31m を越える部分	
	積載荷重	建地間 400kg を限度	
枠 組 足 場	水平材	最上層及び 5 層以内毎	
	高さ 20m を超えるとき 及び重星物を積載	主柵の高さは 2m 以下 主柵間 1.85m 以下	
吊 足 場	使用禁止の吊り鎖は伸びが 5%、リンクの断面の直径の減少が 10%を越えるもの (吊りワイヤーロープは玉掛索と同じ)		
点 検	足場の点検の際は、点検者を指名する 必要資格 ①足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を受講している者 ②労働安全コンサルタント（土木・建築）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届け出に係わる「計画作成参画者」に必要な資格を有する者。 ③全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者 ④建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者 足場組立等の後の点検者の氏名・記録・保存が必要（足場の作業が終了するまで保管）		

作業構台 高さ 2m以上（安衛則 575の2-8、563）

最大積載荷重を表示し労働者に周知させる 組立図の作成（支柱 作業床 はり 大引き等の部材の配置寸法） 足場板のすき間は 3cm 以下 床材と建地との隙間は、12cm 未満とすること 手すりの高さは 85cm（日特は 1.0m）以上 （仮設工業会認定部材の 0.9m 手すりを使用する場合は 0.9m でも可とする） 組立て解体変更は時期、範囲、手順を労働者に周知させ、立入禁止をする。悪天候時は 作業中止 悪天候、中震後組立て解体変更の点検

型枠支保工の水平つなぎ等（安衛則 242）

鋼管を支柱としたもの	高さ 2m 以内毎に 2 方向に設け、かつ水平つなぎの変位を防止する
パイプサポートを支柱としたもの	（高さ 3.5m を超えるとき） 高さ 2m 以内毎に 2 方向に設け、かつ水平つなぎの変位を防止する
パイプサポートの継ぎ方	・ 4 以上のボルト又は専用の金具で継ぐ ・ パイプサポートを 3 以上継いで使用しないこと

鋼管わくを支柱とするもの（安衛則 242 の 8）

水平つなぎと変位防止	最上層及び五層以内ごとの箇所において、型枠支保工の側面並びに枠面の方向及び交差筋かいの方向における五枠以内ごとの箇所に、水平つなぎを設ける。
布わく取付け	最上層及び五層以内ごとの箇所において、型枠支保工の枠面の方向における両端及び五枠以内ごとの箇所に、交差筋かいの方向に布枠を設ける。

組立て鋼柱を支柱とするもの（安衛則 242 の 9）

水平つなぎと変位防止	高さ 4m を超えるときは、高さ 4m 以内毎に 2 方向に設けて、かつ水平つなぎの変位を防止する
------------	---

安衛法で定める「悪天候」

強風	10 分間の平均風速が毎秒 10 メートル以上
大雨	1 回の降雨量が 50 ミリメートル以上
大雪	1 回の降雪量が 25 センチメートル以上
中震度以上の地震	震度階数 4 以上の地震
暴風	瞬間風速が毎秒 30 メートルを超える風

玉掛け関係

使用禁止の玉掛索（ク則 215）

1. 1 よりの間で 10% 以上の素線切れのもの
2. 直径の減少が公称径の 7% を越えるもの
3. キンクしたもの
4. 著しい型くずれまたは腐食があるもの

※吊りチェーンの区分に応じ安全係数は 4 以上となる。

玉掛用具の安全係数（ク則 213・14）

玉掛索	6 以上	フック	5 以上
吊チェーン	4 以上	シャックル	5 以上

玉掛索の切断荷重の求め方（簡便法）

$$(\text{ワイヤーロープ直径})^2 / 20 = \text{切断荷重}$$

（直径 12mm の玉掛索の切断荷重はおよそ 7.2tf）

使用禁止の繊維ロープ（ク則 218）

1. ストランドが切断しているもの
2. 著しい損傷又は腐食があるもの

掘削関係（安衛則356、357）

地山掘削（手掘）の高さと勾配の関係

・ 削岩機は手掘りに含まれる ・ 固い粘土とは N 値8以上の粘土

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配
岩盤または固い粘土からなる地山	5m未満	90 度以下
	5m以上	75 度以下
その他の地山	2m 未満	90 度以下
	2m以上 5m未満	75 度以下
	5m以上	60 度以下
砂からなる地山	掘削面の高さ 5m未満、または掘削面の勾配 35 度以下	
発破等により崩壊しやすい状態の地山	掘削面の高さ 2m未満、または掘削面の勾配 45 度以下	

土止め支保工の点検（安衛則 373）

- ・ 7 日を超えない期間ごと
- ・ 中震以上（震度階級 4 以上）の地震の後
- ・ 大雨（1 降り 50mm 以上）、水の流入等で地山が急激に軟弱化するおそれのある場合

立坑、深礎掘削等の連絡設備（安衛則 377）

深さ 20m を超えるとき	電話、電鈴等外部との連絡設備を設ける
---------------	--------------------

酸欠・有機溶剤中毒（酸欠則 2、有機則 1）

酸素欠乏等とは	酸素濃度 18%未満、または硫化水素の濃度 10ppm を超える状態
有機則の適用	有機溶剤又は有機溶剤含有物の重量の、5%を超えるもの

（移）クレーン等の機体、ワイヤロープ等との送配電線との離隔距離
（S50.12.17 基発 759 参照）

電圧別安全距離（最小離隔距離）

送電電圧（V）		厚労省が指導する 離隔距離（m）	電力会社が示す 安全距離（m）（例）
配電線	6,000 以下	（低圧）1.0 （高圧）1.2	2.0
送電線	22,000	2.0	3.0
	66,000	2.2	4.0
	154,000	4.0	5.0
	275,000	6.4	7.0
	500,000	10.8	11.0

有毒ガスの等の性質、許容濃度等

種 類	予想される 中毒・障害 など	比 重 （空気を 1.0 とする）	爆発 範囲 （Vol%）	許容濃度（ppm）		法令通 達上の 規制値
				日本産業衛生学会	ACGIH	
硫化水素（H ₂ S）	中毒	1.199		10	10	10ppm
炭酸ガス（CO ₂ ）	酸欠・中毒	1.53		5000	5000	1.50%
酸素欠乏（O ₂ ）	酸欠	1.11		—	—	18%
メタン（CH ₄ ）	爆発	0.55	5.3~14.0	—	—	1.50%

ワイヤー安全荷重表

6×24%A 種-JIS G3525規格品使用による。 安全率6

ワイヤーロープ の直径	切断荷重 t	1本吊り 基本安全 荷重	2本吊り			4本吊り		
			60°	90°	120°	60°	90°	120°
6mm 2分	1.81	0.30	0.57	0.51	0.40	1.10	1.00	0.85
8mm 2分5厘	3.22	0.53	1.00	0.91	0.70	2.00	1.80	1.50
9mm 3分	4.07	0.67	1.20	1.10	0.90	2.50	2.30	1.90
10mm 3分5厘	5.03	0.83	1.50	1.40	1.20	3.20	2.80	2.30
12mm 4分	7.24	1.20	2.20	2.00	1.60	4.50	4.00	3.30
14mm 4分5厘	9.85	1.63	3.10	2.70	2.30	6.20	5.50	4.60
16mm 5分	12.90	2.13	4.00	3.60	2.90	8.10	7.30	6.00
18mm 6分	16.30	2.69	5.10	4.60	3.70	10.20	9.20	7.60
20mm 6分5厘	20.10	3.34	6.30	5.60	4.60	12.70	11.30	9.40
22mm 7分	24.30	4.04	7.60	6.80	5.60	15.30	13.70	11.40
24mm 8分	28.90	4.81	9.10	8.20	6.60	18.30	16.40	13.50
26mm 8分5厘	33.90	5.64	10.70	9.60	7.80	21.50	19.20	15.90
28mm 9分	39.40	6.57	12.40	11.10	9.00	24.90	22.30	18.40
30mm 10分	45.20	7.51	14.30	12.80	10.30	28.60	25.60	21.10
32mm 10分5厘	51.30	8.56	16.30	14.50	11.80	32.60	29.10	24.10
34mm 11分	58.00	9.66	18.30	16.40	13.30	36.70	32.90	27.20
36mm 12分	65.00	10.80	20.50	18.30	14.90	41.00	36.70	30.50
38mm 12分5厘	72.40	12.00	22.90	20.50	16.60	45.90	41.10	34.00
40mm 13分	80.40	13.30	25.40	22.70	18.40	50.90	45.50	37.60

※建築現場などでは、6×24、6×27のA種・G種が多く用いられています。
ワイヤーの種類により安全荷重が異なりますので注意してください

※6×24は、24本の素線がより合わされたストランドを6本よりあわせた
ワイヤーであることを示します。

※A種は素線の破断荷重が1.620N/mm²級で、素線が裸及びメッキのもの。
G種は素線の破断荷重が1.470N/mm²級で、素線がメッキのもの

作業に必要な資格等

平成29年3月12日から「準中型免許」が新設されることによる、
道路交通法の改正。

②車の免許

車両	大型 自動車	中型 自動車	準中型 自動車	普通 自動車	大型特殊 自動車	大型自動 二輪車	普通自動 二輪車	小型特殊 自動車	原動機付 自動車
大 型 免 許	○	○	○	○				○	○
中 型 免 許		○	○	○				○	○
準 中 型 免 許			○	○				○	○
普 通 免 許				○				○	○
大型特殊免許					○			○	○
大型二輪免許						○	○	○	○
普通二輪免許							○	○	○
小型特殊免許								○	
原動機付自転車免許									○

運転免許における自動車等の種類抜粋 次の条件のいずれかに該当する自動車。

大 型 自 動 車	・車両総重量が11,000 kg以上のもの ・最大積載量が6,500 kg以上のもの ・乗車定員が30人以上のもの
中 型 自 動 車	・車両総重量が5,000 kg以上11,000 kg未満のもの ・最大積載量が6,500 kg未満のもの ・乗車定員が11人以上29人以下のもの
準中型自動車	・車両総重量が3,500 kg以上7,500 kg未満のもの ・最大積載量が4,500 kg未満のもの ・乗車定員が10人以下のもの
普 通 自 動 車	・車両総重量が3,500 kg未満のもの ・最大積載量が2,000 kg未満のもの ・乗車定員が10人以下のもの
普通自動二輪車	・エンジンの総排気量が50cc を超え400cc 以下の二輪の自動車（側車付きのものを含む）。 ・このうち125cc 超400cc 以下の自動二輪車のことを通称、中型と呼ぶ。 ・また、エンジンの総排気量が50cc を超え125cc 以下の自動二輪車（小型自動二輪車あるいは原付二種という）の運転に限定した免許もある。

限定免許抜粋 自動車運転免許において、運転に関する限定条件が付された免許のことをいう。

AT限定免許	普通自動車（第一種・第二種）・大型自動二輪車（排気量650cc 以下）・普通自動二輪車のうち、AT車（オートマチック、ノークラッチ式）に限り運転可能。
中型車（8t） 限定免許	2007年6月2日の法改正に伴い、従来の普通自動車が中型自動車に移行したが、車両総重量8t未満、最大積載量5t未満、乗車定員10人以下に限り運転可能。
準中型車（5t） 限定免許	2017年3月12日の法改正に伴い、車両総重量5t未満、最大積載量3t未満、乗車定員10人以下に限り運転可能。

免許区分（平成29年3月12日より変更になりました）

大 型 免許証	車両総重量	11t以上運転可能
	最大積載量	6.5t以上
	定 員	30人以上
	普通免許等保有3年以上 21歳以上	
中 型 免許証	車両総重量	11t未満運転可能
	最大積載量	6.5t未満
	定 員	29人以下
	普通免許等保有2年以上 20歳以上	
中 型 免許証 8t未満 限 定	車両総重量	8t未満運転可能
	最大積載量	5t未満
	定 員	10人以下
	平成19年6月2日以前に取得の普通免許	
準中型 免許証	車両総重量	7.5t未満運転可能
	最大積載量	4.5t未満
	定 員	10人以下
	平成29年3月12日以降に取得の準中型免許	
準中型 免許証 5t未満 限 定	車両総重量	5t未満運転可能
	最大積載量	3t未満
	定 員	10人以下
	平成19年6月～29年3月12日に取得の普通免許	
普 通 免許証	車両総重量	3.5t未満運転可能
	最大積載量	2t未満
	定 員	10人以下
	平成29年3月12日以降に取得の普通免許	

※平成19年6月1日以前に普通免許を取得し、現在「8t限定中型免許」を保有する方は、これまでと同様に車両総重量8t未満の車を運転できます。

「労災かくし」について

1. 労災かくしとは

労災かくし
(犯罪行為)

死傷病報告を故意に提出しないもの

死傷病報告に虚偽の内容を記載し、
提出するもの

2. 労災かくしは犯罪となる

労災かくしが発覚した場合、労働基準監督署は
労働安全衛生法違反で書類送検することがあります。

労災が発生したら、
事故・災害発生時の連絡・
対応系統図に基づき
連絡報告すること



※労災かくしに該当する行為

- ① 迅速な報告をしなかった
(4日以上 の休業または死亡の場合は「遅滞なく」、
4日未満の休業の場合は3ヶ月に1回、報告を
しなければならない)
- ② 報告そのものをしなかった、労働者に口止めさせた
- ③ 虚偽の報告をした
- ④ 治療に健康保険証を使わせた
- ⑤ そもそも労災保険に加入していなかった



労災かくしは絶対ダメ！

**労災かくしは、賞罰規程
の厳罰処分となります**



職長の職務

平成27年 9 月	初 版
平成27年11月	第2版
平成28年 4 月	第3版
平成29年 4 月	第4版
2019年 3 月	第5版
2022年 3 月	第6版
2023年 4 月	第7版
2024年 4 月	第8版
2025年 4 月	第9版

発行者 日特建設株式会社
日特建設 日進会

職長の職務

日特建設株式会社
日特建設 日進会